

令和4年度 環境経営レポート

令和4年4月～令和5年3月



一般財団法人九州環境管理協会

発行日 令和5年7月31日

目次

I	組織の概要	1
II	環境経営方針	10
III	環境経営目標	11
IV	環境経営計画の内容	12
V	環境経営目標の実績	14
VI	環境経営計画の取組結果	19
VII	次年度の環境経営目標と環境経営計画	25
VIII	環境関連法規等の遵守状況	26
IX	代表者による全体評価と見直しの結果	29

I 組織の概要

1. 事業者名及び代表者氏名

一般財団法人九州環境管理協会 理事長 百島則幸

2. 事業所・所在地

本部	〒813-0004 福岡市東区松香台1丁目10番1号
福島支所	〒960-8042 福島市荒町4-7 福島県再生エネルギー合同ビル1階
山口支所	〒751-0823 下関市貴船町3-1-25 貴船コア505
北九州支所	〒802-0077 北九州市小倉北区馬借1-9-8 トーマスタワー1605
佐賀支所	〒849-0931 佐賀市鍋島町大字蛸久120
長崎支所	〒852-8027 長崎市城山台1-12-6
大分支所	〒870-0147 大分市小池原244-2 ガーデンヒルズA101

3. 基本財産

1,000万円

4. 環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者：総務部長 仲島賢

担当者(EA21 推進事務局)：総務課長 川上博子

TEL：092-662-0410

FAX：092-662-0411

E-mail：soumu@keea.or.jp



5. 認証・登録の対象範囲

全組織・全活動

対象活動：環境調査・分析試験、生態系調査、環境アセスメント、環境計画、環境関係コンサルティング、環境教育等の啓発活動

6. 事業の規模

活動規模	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高	百万円	1,624	1,622	1,564	1,527	1,809
職員数	人	177	172	171	167	159
床面積	m ²	6,207	6,207	6,207	5,925	5,925

7. 事業の概要

(1) 環境に関する普及啓発事業



持続可能な循環型社会の実現を目指して、環境に関する普及・啓発活動や教育に取り組み、地域社会の環境の向上に努めています。

福岡県地球温暖化防止活動推進センター



当協会は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」第 38 条に基づき、福岡県知事より平成 30 年 2 月 27 日付けで、引き続き「第 4 期(平成 30 年度～令和 4 年度)福岡県地球温暖化防止活動推進センター」としての指定を受け、温暖化防止に向けた様々な支援活動を行っています。

エコアクション 21 地域事務局 ECO-KEEA 九環協

当協会は、エコアクション 21 地域事務局 ECO-KEEA (エコケア) として、エコアクション 21 の「認証・登録制度」の手続きのお手伝いをさせていただくほか、エコアクション 21 に興味のある事業者の方々を対象としたセミナーや出前講座の開催など、各種サービスを提供しています。



「自治体イニシアティブプログラムによる導入セミナー」



「自治体イニシアティブプログラムによる集合コンサルティング」

環境情報啓発センター

エネルギーや環境は、国民生活と産業活動を支える基盤であり、これらの重要性を理解することは将来の担い手となる子供たちにとって必要不可欠です。環境情報啓発センターでは、当協会の公益活動として、次代を担う子供たちやその保護者、企業で働く方々へ環境学習の場を提供するとともに、環境活動の支援を行っています。

- 福岡市環境学習室「まもるーむ福岡」での子供向け科学実験講座及び一般講座
- 自然観察会の開催、講師派遣
- 環境学習用の動画・パンフレット等の作成



「まもるーむ福岡：シャボン玉の実験講座」



「まもるーむ福岡：天気の話」

九州グリーン購入ネットワーク事務局

当協会は、九州グリーン購入ネットワークの事務局として、持続可能な社会の実現を目指し、企業・行政・消費者が連携して実施する九州地域のグリーン購入の取り組みを促進するためのネットワークの運営に関わる実務を行っています。



「環境フェスティバルふくおか 2022」



「環境フェスタかごしま 2022」

(2) 環境調査



私たちが抱える環境問題やその課題を解決するためには、まずは環境の現状を正しく理解する必要があります。正しい理解を得るためには、適切な観測や測定技術が求められます。お客さまのニーズを十分理解し、目的に応じた環境調査を企画・提案します。

- 大気汚染調査
- 騒音・振動・交通量調査（環境、自動車、航空機）
- 水質汚濁調査（水底質）
- 悪臭調査
- 土壌汚染調査（地歴調査、試料採取・分析、対策の計画立案）
- 廃棄物調査
- 環境放射能調査（空間線量、環境試料、生体試料など）
- 地下水流動調査（トレーサ法）

(3) 動物・植物・生態系調査



環境調査の中でも生物に関わる調査では、現地同定や採取などに特殊な技術が求められます。当協会では、理学・水産学・農学博士、生物分類技能検定、樹木医などの有資格者がこれを提供します。

- 植生調査、植物調査
- 哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類などの陸生生物調査
- 動植物プランクトン、卵・稚仔・魚類、底生生物などの水生生物調査
- 猛禽類、中大型肉食獣などを頂点とする生態系調査
- シカ、イノシシ、アライグマ等の鳥獣（害獣・外来種）の調査
- 水産生物の分析（耳石、胃内容物）

(4) 分析試験



大気、水、生物さらに環境放射能など、幅広い分野にわたって高度な技術と高感度な機器を駆使して総合的・系統的な分析・試験を行っています。私たちは、提供する分析試験結果が、お客様だけでなく社会に重大な影響を及ぼす場合があることを十分理解して技術者倫理および法令を遵守するとともに、環境に関する分析試験を行う専門の試験機関として、常に信頼性の確保と測定技術の向上に努めています。

水質関係

- 環境水分析、排水・下水分析、飲料水等分析、温泉水分析

固質、廃棄物関係

- 廃棄物分析（組成分析、有害物分析、可燃物・不燃物組成、発熱量測定など）
- 骨材試験（JNLAに基づく試験、一般骨材試験）、底質・土壌分析
- コンクリート劣化診断分析、石綿（アスベスト）測定・分析
- 土壌腐食試験（ANSI・DINに基づく試験、ソイルボックス法）
- 六価クロム溶出試験（改良土、セメント、セメント系固化材）
- 絶縁油中PCB分析（高圧トランス、高圧コンデンサなど）

大気、空気関係

- 大気質分析（SO_x、NO_x、SPM、光化学オキシダント）
- 悪臭物質測定（法規制物質、嗅覚試験（官能試験）など）
- 有害大気汚染物質分析（重金属類、揮発性有機化合物、有機化学物質など）
- 室内空气中化学物質（シックハウス）測定

特殊分析

- ダイオキシン類分析（MLAPに基づく分析試験など）
- 放射性物質測定（ISO/IEC/17025 試験所認定に基づく試験など）
- 考古学試料分析（年代測定など）
- 鉱物分析（岩種判定試験）、定性分析（金属類、有機物）
- 細菌類分析（レジオネラ属菌、腸管出血性大腸菌（O-157）、大腸菌など）
- 生物試験（AGP 試験、毒性試験）、DNA 分析

(5) 環境影響評価・環境監視



各種開発行為や事業実施に伴う環境影響を評価するために、環境監視調査、環境影響評価（環境アセスメント）を計画立案し、実施します。

- 公有水面埋立・干拓、港湾計画
- 河川改修、ダム・堰の建設
- 太陽光、風力等の発電所の建設やリブレース
- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設
- 土地区画整理、宅地の造成事業
- 漁業補償、潮流・水質、地下水流動などの数値シミュレーション、漁業資源量解析、統計解析、データベース構築等

(6) 環境計画



地球環境の保全、人と自然の共生、資源の循環、快適な生活環境の実現に向けて、各種計画を企画・提案します。

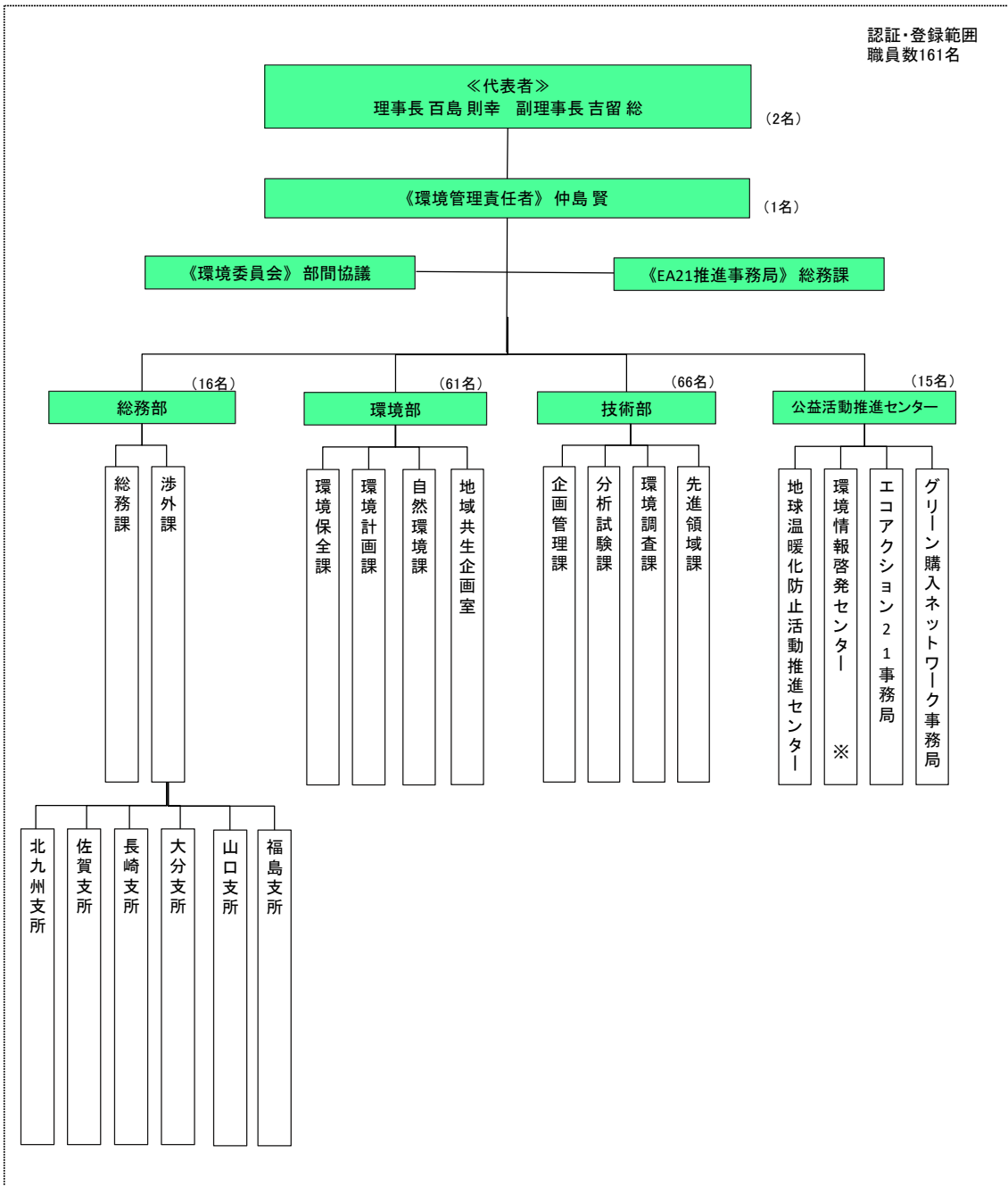
- 環境基本計画、地域環境計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 廃棄物処理計画・減量計画、リサイクル計画、自然公園保護管理計画
- 農村環境計画、農業振興地域整備計画、農業農村整備事業における環境配慮計画
- 生態系に配慮した水田、水路整備計画、里山の保全計画
- 市町村総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、公園緑地計画
- 文化財整備計画、再生可能エネルギー導入計画、省エネルギー推進計画

8. 登録・認定等

種類	登録番号等	内容等
建設コンサルタント(九州地方整備局)	建29第7493号	建設環境、廃棄物、農業土木
補償コンサルタント(九州地方整備局)	補30第5226号	営業補償・特殊補償
計量法認定特定計量証明事業(MLAP)	N-0098-01	大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類
計量証明事業(福岡県)	第6号	濃度(大気、水又は土壌中の物質の濃度)
計量証明事業(福岡県)	第14号	振動加速度レベル
計量証明事業(福岡県)	第2号	音圧レベル
作業環境測定機関(福岡労働局)	40-8	別表1,2,3,4及び5号の作業場
土壌汚染対策法指定調査機関(環境省)	環2003-7-1027	業務を行う都道府県：全国
水道法第20条水質検査機関(厚生労働省)	第43号	水質検査を行う区域：福岡県、佐賀県、長崎県(離島を除く)、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(離島を除く)、山口県
建築物飲料水水質検査業(福岡県)	福岡県29水第30号	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
産業標準化法に基づく試験所認定制度(JNLA)登録	090271JP	骨材試験(JIS A 1145)
ISO/IEC 17025(JIS Q 17025:2005)に基づく試験所認定	RTL03640(JAB)	放射能・放射線試験
ISO9001:2015(JIS Q 9001:2015)に基づく品質マネジメントシステム登録	01QR-470(KHK)	技術部 環境に関する測定・分析業務
温泉成分分析機関(福岡県)	第1号	全項目(ラドン含む)
放射性同位元素等使用許可(原子力規制委員会)	使第2792号	放射性同位元素等使用許可
国際規制物資の使用許可(原子力規制委員会)	57安(保障)第560号	国際規制物資の使用許可
核燃料物質の使用許可(原子力規制委員会)	2安(核規)第723号	核燃料物質の使用許可
福岡県地球温暖化防止活動推進センター	29環保第2858号	地球温暖化対策の推進に関する法律
環境マネジメントシステムエコアクション21地域事務局(一般財団法人持続性推進機構)	認定番号033	ECO-KEEA九環協
環境マネジメントシステムエコアクション21認証・登録(一般財団法人持続性推進機構)	認証番号0003013	環境調査・分析試験、環境アセスメント、環境計画、環境関係コンサルタント、環境教育等の啓発事業
エコ事業所(福岡県)	第314号	福岡県知事
子育て応援宣言企業(福岡県)	第340号	福岡県知事
飲酒運転撲滅宣言企業(福岡県)	第40002905号	福岡県知事
女性大活躍推進宣言企業(女性の大活躍推進福岡会議)	第66号	女性の大活躍推進福岡会議
女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし」(福岡労働局)	認定段階 3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
福岡県SDGs登録事業者(福岡県)	第99号	福岡県知事

9. 対象組織

(1) 実施体制図



※ 福岡市保健環境学習室まもる一む福岡に常勤(2名)

(2) 役割分担表

<p>代表者</p> <p>理事長 百島則幸 副理事長 吉留総</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境経営に関する統括責任 • 環境管理責任者の任命 • 経営における課題とチャンスの明確化 • 環境経営方針の策定、見直し及び全職員へ周知 • 環境経営システムの実施に必要な人員、設備、費用等の準備 • 環境経営目標、環境経営計画書の承認 • 代表者による全体の評価と見直しの実施 • 環境経営レポートの承認
<p>環境管理責任者</p> <p>仲島賢</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境経営システムの構築、実施、管理 • 環境経営目標、環境経営計画書の確認 • 環境経営レポートの確認 • 環境活動の取組結果を理事長及び副理事長へ報告
<p>E A 2 1 推進事務局</p> <p>総務課</p> <p>川上博子、深江春美</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境管理責任者の補佐 • 環境への負荷及び環境への取り組みの自己チェックの実施 • 環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 • 環境活動の実績集計 • 環境関連法規等取りまとめ表の作成 • 環境関連法規等の遵守状況の取りまとめ • 環境経営レポートの作成、公開 • 環境関連の文書類の適正な保管と廃棄
<p>環境委員会（部間協議）</p> <p>総務部長 仲島賢 環境部長 藤井暁彦 技術部長 川村秀久 公益活動推進センター部長 高比良光治</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境委員会の運営 • 環境経営計画の実施及び環境経営目標達成状況の報告 • 環境活動の問題点の発見、是正、予防処置の実施 • 環境関連の外部コミュニケーションの窓口
<p>各部責任者</p> <p>同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自部門における環境経営システムの実施 • 自部門における環境経営方針の周知 • 自部門に関わる環境経営システムの構築、実施、管理 • 自部門に関わる環境経営目標、環境経営計画書の確認 • 自部門に関わる環境経営レポートの確認 • 自部門の職員に対する教育訓練の実施及び報告
<p>全職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性の自覚 • 環境経営計画に基づき自主的、積極的に環境活動へ参加

環境経営方針

1. 地球環境の保全と地域環境の共生に配慮した事業活動を展開し、持続可能な社会の創造に貢献します。
2. 環境保全と科学情報に関する普及啓発を積極的に行い、社会及び地域への公益活動を推進します。
3. 環境に関わる様々な課題の解決に向け、技術の向上を図り、研究開発を推進します。
4. 事業活動全般にわたって環境法令を遵守するとともに、化学物質の厳密な管理、省エネ、省資源及び廃棄物削減に努めます。
5. 資器材等の調達に際しては、環境に配慮した製品及びサービスを優先します。
6. 環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画を全職員に周知するとともに、適切な教育訓練を実施します。
7. 環境経営の継続的な改善を実施します。
8. 環境経営レポートを一般に公開します。

2007年 2月 1日制定

2011年 8月 11日改定

2019年 3月 14日改定

一般財団法人 九州環境管理協会
理事長 百島 則幸

Ⅲ 環境経営目標

令和4年度から令和6年度までの環境経営目標は以下のとおり設定します。

ただし、二酸化炭素排出量、可燃ごみ排出量、水使用量及び事務用品等のグリーン購入については、平成30年度から令和2年度の平均実績を基準値とし、産業廃棄物排出量については、平成29年度から令和元年度の平均実績を基準値に設定します。環境保全に関する普及啓発活動の実施、環境保全に関する技術提案及び分析技能の維持・向上については、平成30年度から令和2年度までの平均実績を目標とします。化学物質については、適正管理を目標とします。

なお、電気の二酸化炭素排出係数は、令和2年度九州電力（株）の調整後排出係数0.480kg-CO₂/kWhを使用し、化石燃料については「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（経済産業省・環境省）に基づいています。

項目	単位	《基準値》	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	555,691	550,134	544,577	527,910
電気使用量の削減	kWh	938,975	929,585	920,195	892,020
ガソリン使用量の削減	L	27,798	27,520	27,242	26,400
軽油使用量の削減	L	15,126	14,974	14,823	14,370
	% (削減率)	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 5.0
2. 可燃ごみ排出量の削減	t	12.51	12.38	12.25	12.14
	% (削減率)	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
3. 産業廃棄物排出量の削減	t	88.70	87.81	86.92	86.04
廃酸、廃油の削減	t	25.26	25.00	24.75	24.51
	% (削減率)	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
4. 水使用量の削減	m ³	2,802	2,773	2,745	2,718
	% (削減率)	—	△ 1.0	△ 2.0	△ 3.0
5. 事務用品等のグリーン購入	%	56.4	56.9	57.5	58.1
	% (増加率)	—	1.0	2.0	3.0
6. 化学物質の適正管理	—	適正管理	適正管理	適正管理	適正管理
7. 自らが提供するサービスに関する環境配慮					
環境保全に関する普及啓発活動の実施	件	172	172	172	172
環境保全に関する技術提案	件	55	55	55	55
分析技能の維持・向上 (技能試験への参加)	件	20	20	20	20

Ⅳ 環境経営計画の内容

1. 電気使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エアコンの設定温度を決め、実行する	各部担当者	① 空調を利用する際の室温（気温）をチェックする。夏は28℃以上、冬は20℃以下。時々室温をチェックし、不必要な使用を避ける。	巡回	エアコン稼動時
		② エアコンの設定温度は、夏は28℃、冬は20℃を目安とする。		
		③ クールビス・ウォームビスを実践する。夏はノーネクタイ・半袖シャツ、冬はセーター・カーデガン・ハイネックなどを着用する。		
エアコンフィルターの清掃		① 協会全体のエアコンフィルターを年2回清掃する。暖冷切替時期（5～6月）、冷暖切替時期（10～11頃）	一斉清掃時	エアコンシーズン前
昼休みの消灯運動		① 昼休みの消灯を徹底する。ただし、降雨などで著しく室内が暗い場合を除く。	巡回	毎月
退出時のOA機器の主電源OFF		① 帰宅時や外出時、長時間の不在時には、OA機器の主電源OFFを徹底する。ただし、FAX機能等の付加による継続電源ONが必要なものは除く。	巡回	毎月
E COねっとシステムの運用	総務部担当者	① 最大電力使用量の目標を設定する。	モニター	毎日
		② デマンドの警報が鳴ったら館内放送で電気使用の抑制を促す。		
照明器具の間引き点灯		① 業務に差し障りがない範囲で蛍光灯を外す。		
照明のLED化		① LED照明の増設について検討する。	—	—

2. ガソリン・軽油使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
エコドライブ10の推進	総務部担当者	① エコドライブを実践する。急発進や急加速をしない。運転席を離れる時は必ずエンジンを切る。	運転記録簿	毎月
		② エコドライブを実施した時は、運転記録簿の「エコ運転」欄に○印を付け、できなかった場合は、その理由を記載する。		
公共交通機関の利用促進		① 公共交通機関を率先して利用する。	ヒアリング	毎月

3. 可燃ゴミの削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
紙類、ペットボトル等の分別の徹底	各部担当者	① 可燃ゴミの分別を徹底する。ゴミ箱に紙類・ペットボトルを捨てない。缶・ペットボトルは、協会内自販機用の専用ゴミ箱に入れる。	巡回	毎月
両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底		① 両面印刷やNアップコピーを実践する。 ② 裏紙が使用しやすい環境を整える。紙の規格ごとに分類し、印刷可能面を上面に於て整理整頓を行う。		

4. 産業廃棄物（廃酸、廃油）の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	環境部担当者 技術部担当者	① 対象液の性状を考慮して、廃酸・廃油に該当するかを識別する。 ② 試料数等を考慮して、使用する試薬調整量を適正にする。 ③ 器具洗浄の際は、少量の水（溶媒）で複数回洗浄するなど、洗浄液量の削減に努める。	ヒアリング	毎月

5. 水使用量の削減

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
節水活動の推進	各部担当者	① 節水活動を推進する。	ヒアリング	毎月

6. グリーン購入の推進

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
事務用品等のグリーン購入の推進	総務部担当者	① 事務用品のグリーン購入を推進する。 ② インターネットで購入している事務用品等のグリーン購入額を集計する。	請求書等	毎月

7. 化学物質の適正管理

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
化学物質の適正管理	技術部担当者	① 試薬管理システムで適正に管理する。 ② 化学物質の使用量を集計する。	試薬管理システム	毎月

8. 自らが提供するサービスに関する環境配慮

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
環境保全に関する普及啓発活動の推進	公益センター担当者	① 講習会・講演会の開催、講師派遣等の環境啓発活動を実施する。	ヒアリング	年度末
環境保全に関する技術提案	環境部担当者	① クライアントに対して環境に配慮した提案を行う。	ヒアリング	年度末
分析技術の維持・向上	技術部担当者	① 第三者機関が実施する技能試験に積極的に参加する。	ヒアリング	年度末

9. 6支所の環境活動

活動項目	責任者	実践事項	チェック方法	チェック頻度
6支所(※)の環境活動	各所長	① 節電、節水、廃棄物削減の推進	—	—

※北九州支所、大分支所、長崎支所、佐賀支所、山口支所及び福島支所。本部に比べて環境負荷が少ないため数値目標管理の対象としない。

V 環境経営目標の実績

環境経営目標に対する令和4年度の実績は以下のとおりです。なお、電気の二酸化炭素排出係数は、令和2年度九州電力（株）の調整後排出係数 0.480kg-CO₂/kWh を用いています。

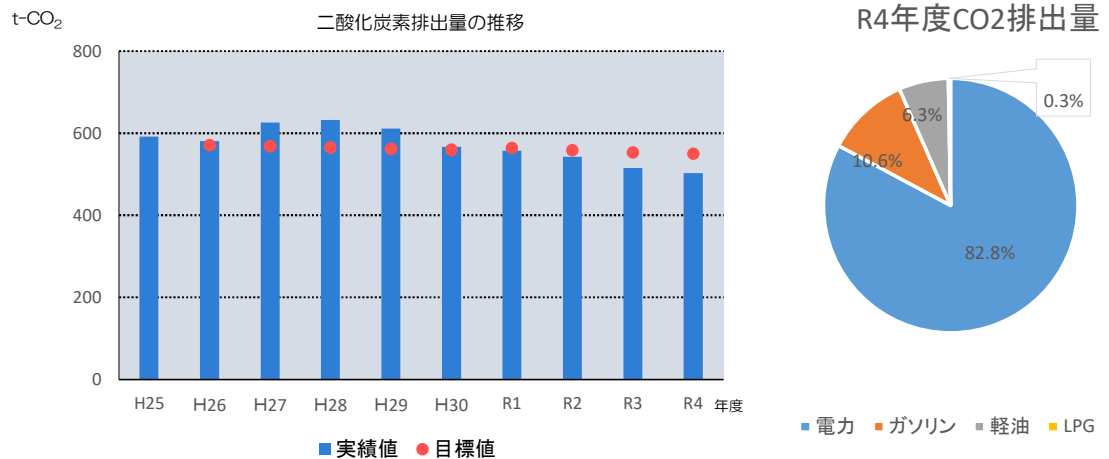
項目	単位	令和4年度 目標値	令和4年度		達成率 の判定
			実績値	達成率	
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	550,134	503,376	109%	○
電気使用量の削減	kWh	929,585	868,694	107%	○
ガソリン使用量の削減	L	27,520	23,051	119%	○
軽油使用量の削減	L	14,974	12,378	121%	○
2. 可燃ごみの削減	t	12.38	11.83	105%	○
3. 産業廃棄物排出量の削減 (特管を含む)	t	87.81	100.78	87%	△
廃酸、廃油の削減	t	25.00	21.23	118%	○
4. 水使用量の削減	m ³	2,773	2,487	111%	○
5. 事務用品等のグリーン購入の増加	% (金額比)	56.9	61.6	108%	○
6. 化学物質の適正管理	—	適正管理	適正管理	適正管理	○
7. 自らが提供するサービスに関する 環境配慮					
環境保全に関する普及啓発活動	件	172	181	105%	○
環境保全に関する技術提案	件	55	78	142%	○
分析技能の維持・向上 (技能試験への参加)	件	20	22	110%	○

× < 80% , 80% ≤ △ < 100% , 100% ≤ ○

1. 二酸化炭素排出量の削減

(1) 二酸化炭素排出量

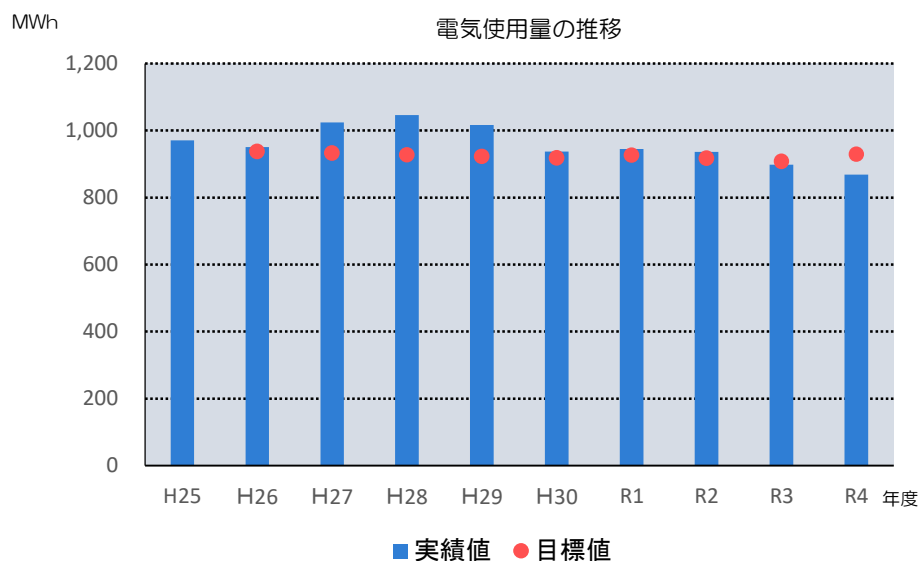
二酸化炭素排出量は目標を達成することができました。特にガソリンと軽油の使用量は目標を上回る20%程度を削減することができました。なお、当協会の二酸化炭素排出量は、83%が電気の使用に由来するもので、ガソリン由来は11%、軽油由来は6%です。



※上記の H25~R3 の実績値は、令和2年度九州電力(株)の調整後排出係数 0.480 kg-CO₂/kWh を用いて計算しています。

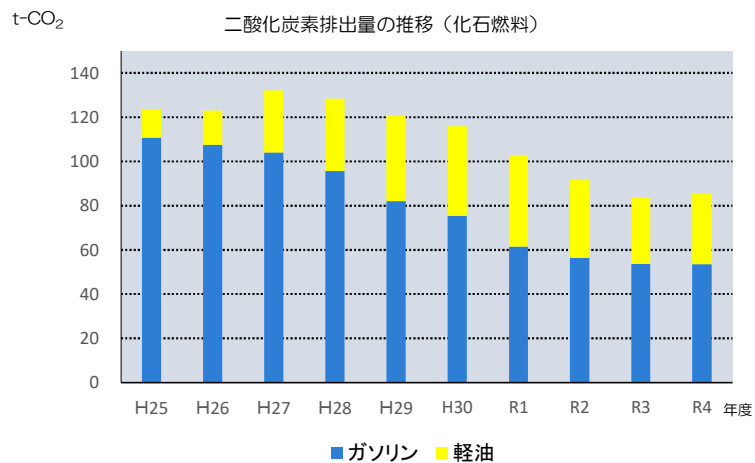
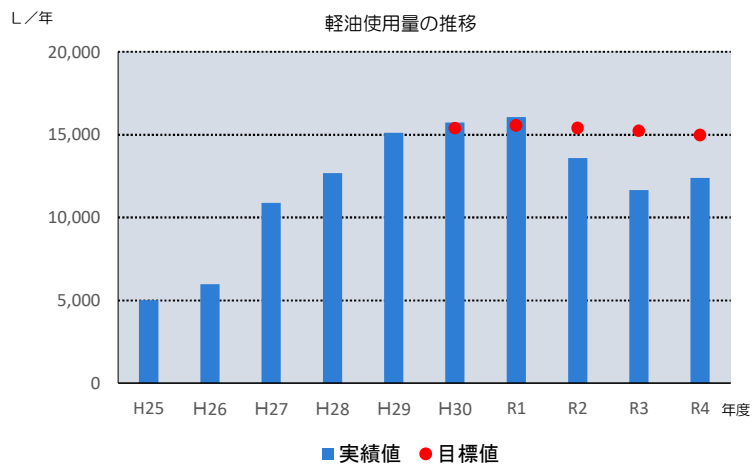
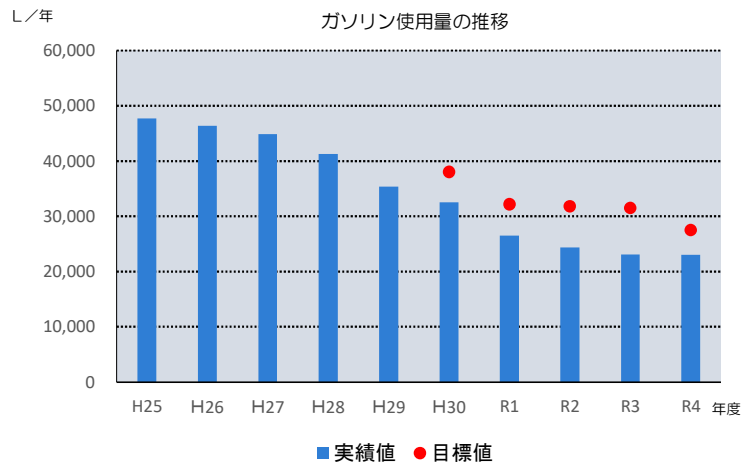
(2) 電気使用量

電気使用量は、目標に対して60,891kWh下回っており、6年連続して削減することができました。なお、太陽光発電による発電量は5,670kWhですが、データ保存用のUSBメモリーの不具合のため、令和4年4月の発電量は確認できませんでした。



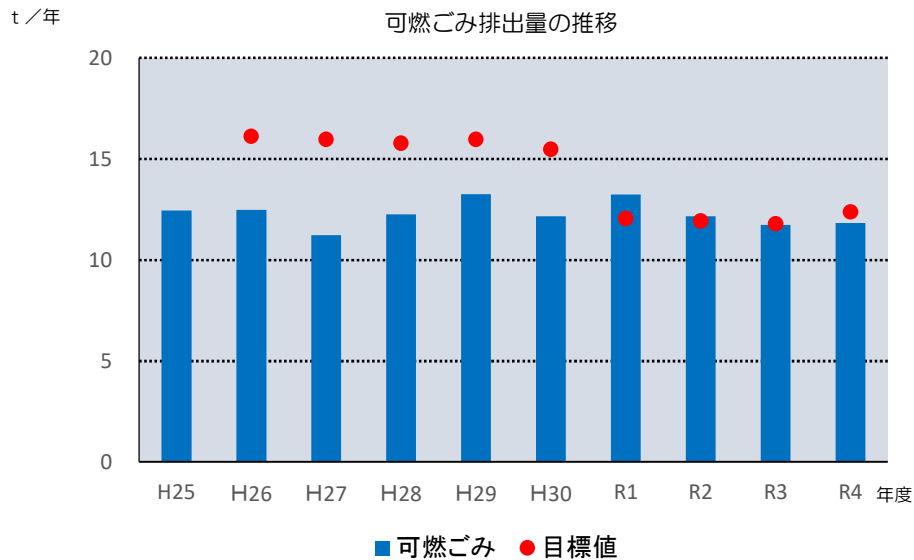
(3) 化石燃料使用量

ガソリンと軽油の使用量は、目標を達成することができましたが、コロナ感染対策の緩和により、昨年度に比べ現場調査のための走行距離が増えたことから、軽油使用量は増加しました。ガソリン使用量については、社用車のうち3台をHV車に替えたことにより昨年並みの実績に抑えることができました。



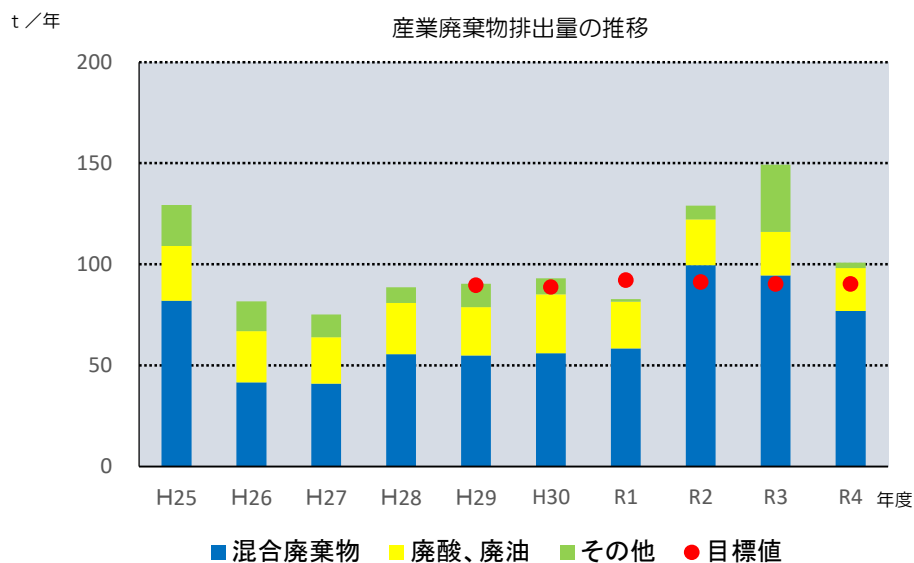
2. 可燃ごみ排出量の削減

可燃ごみ排出量は、目標の 12.38 t に対して 11.83 t と目標を達成することができました。



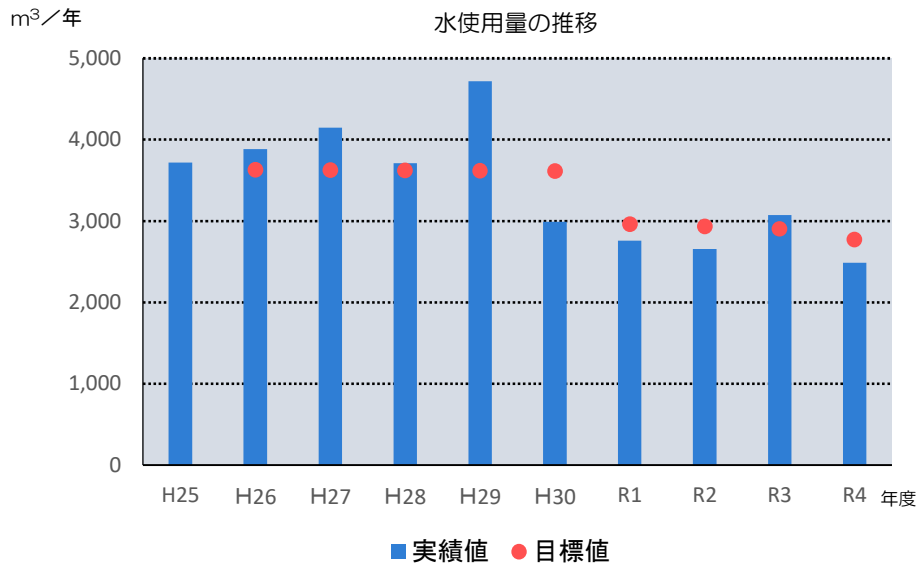
3. 産業廃棄物排出量の削減

産業廃棄物排出量は、目標の 87.81 t に対して 100.78 t と目標を達成することができませんでした。主な原因として、サンプル保管用の容器を多量に廃棄したほか、環境部や公益活動推進センターが机等の買い替えにあわせて執務室の整理を行ったことにより多くの混合廃棄物が排出されました。廃棄物排出量の内訳は、混合廃棄物 77.00 t、廃酸、廃油 21.23 t、その他 2.55 t でした。なお、産業廃棄物処理業者によれば廃棄物のうち 7 割程度は再資源化しているとのことでした。



4. 水使用量の削減

水使用量は、目標の 2,773m³ 対し 2,487m³ と目標を達成することができました。



5. 事務用品等のグリーン購入（金額比）

事務用品等のグリーン購入率は、目標を達成することができました。引き続き、各課からの発注に対して、グリーン購入適合品等への代替の強化が必要です。

6. 化学物質の適正管理

当協会で使用している化学物質については、試薬管理システムを用いて管理しており、購入・開封・廃棄日、購入量、在庫量、保管場所等を把握しています。

7. 環境保全に関する普及啓発活動の実施

環境保全に関する普及啓発活動の実施件数は、環境学習現場への講師派遣、エコアクション21導入セミナーの開催等 181 件であり、目標を達成しました。

8. 環境保全に関する技術提案

環境保全に関する技術提案の実績件数は、廃棄物焼却施設や再生可能エネルギー発電所の建設に関する技術提案等 78 件であり、目標を達成しました。

9. 分析技能の維持・向上

分析技能の維持・向上を目的として積極的に技能試験に参加しています。令和 4 年度の技能試験の実績は 22 件であり、目標を達成しました。

VI 環境経営計画の取組結果

1. 環境経営計画の取組状況

No.	活動項目	活動項目 責任者	取組状 況	コメント
1	エアコン設定温度を決め、実行する	各部担当者	○	
2	エアコンフィルターの清掃	各部担当者	◎	年2回一斉清掃の時に行った
3	昼休みの消灯運動	各部担当者	◎	各部屋の消灯運動が定着してきている
4	退出時のOA機器の主電源OFF	各部担当者	○	
5	E C Oねっとシステムの運用	総務部 担当者	◎	デマンドが目標を上回りそうになったら、館内放送で電気使用の抑制を促した
6	照明器具の間引き点灯	総務部 担当者	○	継続して取組んでいる
7	照明のLED化	総務部 担当者	◎	廊下とトイレ等をLEDに交換した
8	エコドライブ10の推進	総務部 担当者	◎	エコ運転実施率は99%でした
9	公共交通機関の利用促進	総務部 担当者	○	
10	紙類、ペットボトル等の分別の徹底	各部担当者	○	
11	両面・複数ページ印刷の推進、裏紙使用の徹底	各部担当者	○	
12	廃棄物の識別、試薬調整量の適正化、器具洗浄液量の削減	環境部 技術部 担当者	○	使用量を可視化し、削減意識を高めている
13	節水活動の推進	各部担当者	◎	トイレや流しに節水シールを設置し、節水活動に取り組んでいる
14	事務用品等のグリーン購入の推進	総務部 担当者	◎	
15	管理及び使用方法の改善	技術部 担当者	○	使用量や在庫の確認をしながら、発注を行った。試薬庫の施錠を行うことにした。
16	毒物及び劇物の保管/使用状況の確認	技術部 担当者	○	毒物及び劇物の保管状況が適切であることを確認した（施錠等）
17	危険物の在庫量の確認	技術部 担当者	○	危険物類の保管量が指定数量未満であることを確認した。
18	講習会・講演会の開催、講師派遣等の環境啓発活動の実施	公益セン ター 担当者	○	P18を参照
19	クライアントに対して環境に配慮した提案	環境部 担当者	◎	P18を参照
20	第三者機関が実施する技能試験に積極的に参加する	技術部 担当者	○	P18を参照
21	6支所(※)の環境活動 ※北九州支所、大分支所、長崎支所、佐賀支所、山口支所及び福島支所	各所長	○	

(◎よくできた ○できた △できなかった)

2. 環境経営計画に基づき実施した具体的な取組内容

(1) 電気使用量の削減

① ECOねっとシステムの運用



ECOモニター

毎月の最大電力使用量の目標を設定し、デマンドの警報が鳴ったら館内放送で電気使用の抑制を促しています。

《館内放送》
電気の使用量が増加しています。可能な限り節電にご協力ください。

② 太陽光パネルの設置

平成 22 年 10 月に太陽光パネル（5KW）を設置しました。



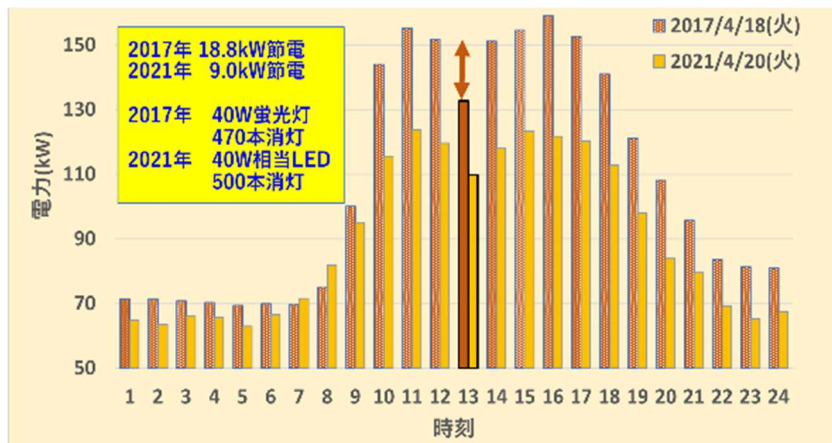
太陽光パネル



太陽光発電モニター

③ LED照明の設置及び昼休みの消灯

平成 29 年（2017）から LED 照明への交換作業を行っており、令和 4 年度は廊下やトイレ等の照明を LED 照明に交換しました。また、昼休みには可能な範囲で消灯を行っています。



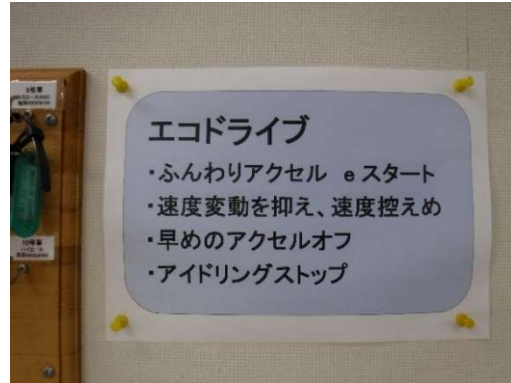
デマンド比較 (平成29年/令和3年)

(2) ガソリン、軽油使用量の削減

社用車にステッカーを貼るとともに、カギ置場に掲示を行って、職員にエコドライブの実施を促しています。また、社用車のハイブリッド車あるいはEVへの買換えを進めています。



車にステッカー貼付



エコドライブの掲示

(3) 可燃ごみの削減

両面印刷や裏紙の利用などによる紙使用量の削減や、分別の徹底により、可燃ごみの削減に取り組んでいます。



両面印刷・Nアップ機能の推進



裏紙の利用



紙類の分別とリサイクルの推進

(4) 水使用量の削減

節水シールの添付や節水意識のヒアリングにより、節水活動を推進しています。



節水シール貼付



節水意識のヒアリング

(5) 化学物質の適正管理

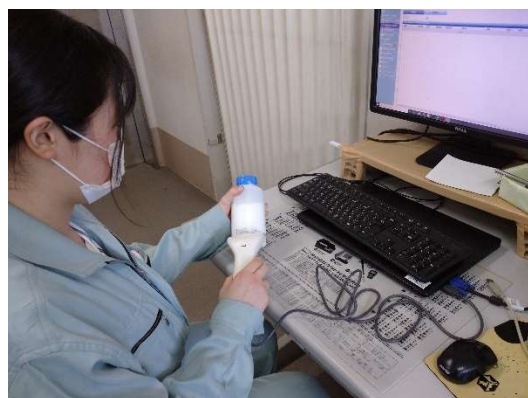
ダイオキシン類自動前処理装置や流れ分析装置を導入して、薬品の使用量と廃棄物（廃液）の発生量を削減しています。また、試薬管理システムによって薬品の在庫管理などを行い、化学物質の適正な管理に努めています。



ダイオキシン類自動前処理装置



流れ分析装置



試薬管理システム

(6) 環境保全に関する普及啓発活動

●講師派遣等

内容	場所	開催日
臨海ビオトープメダカ観察会 2022	臨海3Rステーション	令和4年 6月26日
イーコトフェスタ	臨海3Rステーション	令和4年 9月11日
干潟調査	曽根干潟	令和4年 9月24日
多自然川づくり研修	朝倉市	令和4年10月 7日
干潟調査	博多湾	令和4年10月22日
博多湾わかめプロジェクト 2022	愛宕浜（姪浜）	令和4年11月13日
第2回 ALPS 処理水モニタリングシンポジウム	TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター	令和5年 1月17日

●エコアクション21関連

内容	場所	実施日
エコアクション21普及・導入セミナー(佐賀県共催)	佐賀県自治会館+オンライン	令和4年 7月 4日
エコアクション21普及・導入セミナー(福岡県・福岡市共催)	オンライン	令和4年 7月 7日
エコアクション21普及・導入セミナー(熊本県・市・熊本県産業資源循環協会共催)	オンライン	令和4年 7月13日
エコアクション21福岡IP集合コンサル①	オンライン	令和4年 8月 4日
エコアクション21福岡IP集合コンサル⑤	オンライン	令和5年 1月26日
エコアクション21熊本IP集合コンサル①	オンライン	令和4年 8月 5日
エコアクション21熊本IP集合コンサル⑤	オンライン	令和5年 2月 3日
エコアクション21佐賀IP集合コンサル①	佐賀県庁	令和4年 8月10日
エコアクション21佐賀IP集合コンサル⑤	佐賀県庁	令和5年 2月10日
エコアクション21佐川急便GP第1回勉強会	九州栄孝エクスプレス(株)	令和4年10月26日
(一社)熊本県建設業協会エコアクション21説明会	オンライン	令和4年11月 7日
信金中央金庫南九州支店オンラインセミナー	オンライン	令和5年 2月20日
信金中央金庫福岡支店オンラインセミナー	オンライン	令和5年 3月10日

(7) その他の活動

① ボランティア活動

- 令和 4年 6月15日 ラブアース・クリーンアップ 2022
- 令和 4年 9月20日 松葉谷公園清掃
- 令和 5年 2月21日 松葉谷公園清掃

② エコキャップ運動

- NPO 法人エコキャップ推進協会にペットボトルのキャップを提供しました。



エコキャップ 証明書

(一財)九州環境管理協会 印中

〒815-0244 福岡市東区松葉谷1丁目11-1111
TEL: 092-652-0411

2022/07/02 17,310個 2,310個

今日提供総数: 7,310 個 累計提供 (2022/09/02)総数: 46,130 個

2022/07/02 17,310個 2,310個

ご提供いただいたエコキャップは再生プラスチック製として焼成し、燃焼灰処理や有害廃棄物処理場の焼却灰処理、様々な社会貢献活動に活用されています。ご協力ありがとうございます。皆様のご協力を大切に致します。

●エコキャップ推進協会に提供したペットボトルキャップの総数
→ 337,936個

※本証明書は、ご提供いただいたエコキャップの枚数を証明するものです。エコキャップ推進協会のホームページにて公開いたします。詳細は、エコキャップ推進協会のホームページをご覧ください。お問い合わせ先: 福岡市環境管理協会 事務局 TEL: 092-652-0411

※本証明書は、ご提供いただいたエコキャップの枚数を証明するものです。エコキャップ推進協会のホームページにて公開いたします。詳細は、エコキャップ推進協会のホームページをご覧ください。お問い合わせ先: 福岡市環境管理協会 事務局 TEL: 092-652-0411

※本証明書は、ご提供いただいたエコキャップの枚数を証明するものです。エコキャップ推進協会のホームページにて公開いたします。詳細は、エコキャップ推進協会のホームページをご覧ください。お問い合わせ先: 福岡市環境管理協会 事務局 TEL: 092-652-0411

- ③ 福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット
- 福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット制度の認証を受けました。

本制度は博多湾の藻場によるCO2の吸収量をクレジット化し、そのクレジットの売買を行うことで、海域環境活動のさらなる推進を目指す制度です。

CERTIFICATE OF CARBON OFFSET

博多湾ブルーカーボン・オフセット証明書

FUKUOKA CITY 博多湾ブルーカーボンオフセット

一般財団法人九州環境管理協会 様

福岡市博多湾ブルーカーボン・オフセット制度の認証を受け、以下のとおりカーボン・オフセットが完了し、クレジットの発行・販売が完了しました。

カーボン・オフセットの削減	オフィスのエネルギー使用及びカーボン削減による二酸化炭素削減の一部
カーボン・オフセットが完了したクレジットの総量	5.0 t - CO ₂
カーボン・オフセット開始年月日	令和5年1月31日
クレジットの種類	令和5年度環境省の承認を受けた二酸化炭素の削減・設定
カーボン・オフセットが完了したクレジットの譲渡番号	2020-D-395 から 2020-D-444 まで

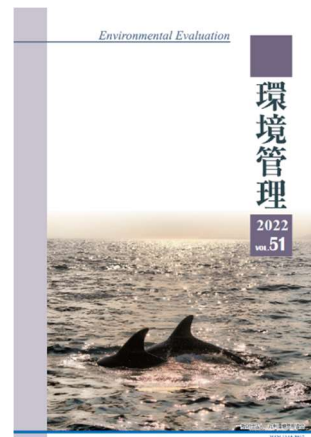
令和5年3月29日
福岡市長 高島 宗一郎

福岡市 FUKUOKA CITY

④ 出版事業

- 会誌「環境管理」第51号を令和4年11月に発行しました。

<https://keea.or.jp/kankyokanri.html>



VII 次年度の環境経営目標と環境経営計画

1. 次年度の環境経営目標

令和5年度の環境経営目標は、P11のとおりです。

二酸化炭素排出量、可燃ごみ排出量、水使用量及び事務用品等のグリーン購入は、平成30年度から令和2年度の平均実績を基準として、産業廃棄物排出量は、平成29年度から令和元年度の平均実績を基準として、2.0%削減（増加）する目標を設定しています。

なお、上記以外の環境経営目標は、基準値で目標を設定しています。

2. 次年度の環境経営計画

令和5年度の環境経営計画は、P12～P13のとおりです。

なお、照明のLED化は、令和4年度で完了していますので、次年度の環境経営計画から除き、新たに、空調設備の高効率型への更新及び、低消費電力の分析機器への更新を追加します。

Ⅷ 環境関連法規等の遵守状況

1. 環境関連法規の遵守状況

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価
消防法 (R4.6.17) 施行令 (R5.4.1) 施行規則 (R5.5.31)	火災の予防	法第8条 令第3条	防火管理者	防火管理者を定めている。	○
		法第8条 令第4条	消防計画 避難訓練	消防計画に基づく、消火、通報及び避難訓練を実施した。	○
		法第17条の3の3 規則第31条の6	消防用設備等の点検	5月、10月に消防用設備等の点検を実施した。	○
	危険物の貯蔵	法第11条	貯蔵所等の設置許可	福岡市長に危険物屋内貯蔵所の許可を受けている。	○
		法第11条の4	倍数変更の届出	指定数量の倍数を変更した。	○
		法第12条	技術上の基準への適合	技術上の基準に適合している	○
毒物及び劇物取締法 (R4.6.17) 施行令 (R2.4.1)	許可申請	法第6条の2	特定毒物研究者の許可	特定毒物研究者の許可を受けている。	○
		法第7条	毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者を選任している。	○
	毒物又は劇物の取扱	法第11条 令第38条	保管管理 盗難、漏洩の防止	鍵の掛かる保管庫で厳重に管理され、盗難・漏洩を防止している。	○
	毒物又は劇物の表示	法第12条	毒劇物の表示	陳列する場所に毒物、劇物の文字を表示している。	○
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (H14.12.13) 施行令 (R5.4.1)	第1種指定化学物質等の取扱	法第2条5項 法第5条 令第3条~5条	排出量等の把握及び届出	第1種指定化学物質の年間取扱量は、1トン未満であった。	○
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (R5.6.17)	核燃料物質等の使用等	法第52条第1項 法第52条第2項	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第55条第1項 法第55条第2項 法第55条第3項	変更の許可及び届出	該当事項はなかった。	○
		法第56条の2	記録	原子力規制委員会に報告している。	○
		法第57条の5第1項 法第57条の5第2項	使用の廃止に伴う措置	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
	国際規制物質の使用等	法第61条の3第1項 法第61条の3第2項	使用の許可及び届出等	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第61条の5第1項 法第61条の5第2項	変更の届出	該当事項はなかった。	○
		法第61条の7	記録	原子力規制委員会に報告している。	○
		法第61条の8の2第1項	保障措置検査	該当事項はなかった。	○
放射性同位元素等の規制に関する法律 (R5.6.7)	使用の許可及び届出	法第3条第1項 法第3条第2項	使用の許可	原子力規制委員会の許可を受けている。	○
		法第9条第4項	許可証	許可証を他人に譲渡、貸与していない。	○
		法第10条第5項	使用施設等の変更	使用施設等の軽微な変更はなかった。	○
	許可届出使用者の義務	法第17条第1項	運搬の基準	原子力規制委員会規則で定める基準に従って必要な措置を講じている。	○
		法第19条第1項	廃棄の基準等	原子力規制委員会規則で定める基準に従って必要な措置を講じている。	○
		法第20条第1項	測定	放射線障害のおそれのある場所の放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定している。	○
		法第22条	放射線障害の防止に関する教育訓練	原子力規制委員会規則で定める必要な教育、訓練を実施した。	○
		法第23条第1項	健康診断	5月、11月に電離健診を実施した。	○
		法第24条	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置	放射線障害を受けた者や受けたおそれのある者はいなかった。	○
		法第25条第1項	放射線障害の防止に関する記録義務	帳簿に必要な事項を記載している。	○
		法第27条第1項	使用の廃止等の届出	該当事項はなかった。	○
		法第28条第1項	許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等	該当事項はなかった。	○
		法第32条	事故届	該当事項はなかった。	○
		法第33条第1項	危険時の措置	該当事項はなかった。	○

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 法 (R1.9.1)	許可届出使用者の義務	法第32条	事故届	該当事項はなかった。	○	
		法第33条第1項	危険時の措置	該当事項はなかった。	○	
下水道法 法 (R4.8.20) 施行令 (R4.8.20) 条例 (R1.10.1)	排水水	法第12条の2第1項、第5項 令第9条の2から第9条の7 市下水道条例第9条	排除基準の遵守	3か月毎に総合排水の水質検査を実施し、4～6月、7～9月、10～12月、1～3月の検査結果は排除基準を満たしていた。	○	
		法第12条の3 法第30条 市下水道条例第6条、第9条の4	特定施設の設置等届出	下水道法に基づく特定施設(流し台とドラフトチャンバー)の届出をしている。	○	
		法第12条の12	水質の測定義務等	3か月毎に総合排水の水質検査を実施し、結果の記録を確認した。	○	
		法第18条の2	汚濁原因者負担金	水質の汚濁原因である物質は当該公共下水道に排除していない。	○	
		法第39条の2	報告の徴収	令和5年3月8日に福岡市の立入検査が行われる予定だったが、採水するための下水が少なかつたため、立入検査が延期になった。	—	
		法第12条の9	事故時の措置	政令で規定する物質を含む下水が公共下水道に流入する事故の発生はなかった。	○	
水質汚濁防止法 法 (R4.6.17)	有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵施設	法第5条第3項	特定施設等の設置の届出	福岡市長に特定施設(流し台とドラフトチャンバー及び廃液タンク)の届出をしている。	○	
		法第12条の4	有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務	有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備となっている。	○	
		法第14条第5項	特定施設の点検等	3か月毎に排水水の汚染状態の点検を実施し、異常がないことを確認した。	○	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 法 (R4.6.17) 施行令 (R4.4.1) 規則 (R3.8.4) 条例 (R1.10.1)	事業系一般廃棄物	法第6条の2第6項 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条	許可業者への委託	福岡市長から許可を受けた業者に委託している。	○	
		法第6条の2第7項 令第4条の4 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第11条	委託基準の遵守	福岡市長から許可を受けた業者に委託している。	○	
	産業廃棄物 1. 廃油 2. 廃プラスチック 3. ガラス屑 4. 汚泥 5. その他ガレキ類	法第12条第1項 令第6条第1項第1号	自社運搬の基準	産業廃棄物を運搬する際、飛散、流出しないように対策をとっている。	○	
		法第12条第2項 規則第8条	保管基準の遵守	保管場所は廃棄物が飛散、流出しないように対策をとっている。標示板を設置し、廃棄物の種類を区分している。	○	
		法第12条第5項	許可業者への委託	福岡市長等から許可を受けた業者に収集・運搬・処分を委託している。	○	
		法第12条の5 規則第8条の31の2	情報処理センターへの登録 (電子マニフェスト)	情報処理センターに登録している。	○	
			電子情報処理組織の使用 (電子マニフェスト)	引き渡し後3日以内に、廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称等を情報処理センターに登録している。	○	
		法第12条第5項 規則第8条の38	電子マニフェストの確認義務	該当通知はなかった。	○	
		法第12条第6項 令第6条の2 規則第8条の4、4の2、4の3	委託基準の遵守	委託契約書を確認した。	○	
		法第12条の3第1項 規則第8条の20、第8条の21	管理票(マニフェスト票)の交付	管理票の交付及び記載事項に問題はなかった。	○	
		法第12条の3第2項 規則第8条の26	管理票(マニフェスト票)A票の保管	管理票の写しは保管されていた。	○	
		法第12条の3第6項 規則第8条の26	管理票(マニフェスト票)の写しの保存と処理完了の確認	管理票の写しは保管されていた。	○	
		法第12条の3第7項 規則第8条の27	管理票(マニフェスト票)に関する知事への定期報告	令和5年6月9日に福岡市長へ産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出した。	○	
		法第12条の3第8項 規則第9条の23 規則第8条の29	管理票交付者が講ずべき措置	管理票の写しは送付されていた。	○	
		特別管理産業廃棄物 1. 廃酸(pH≦2) 2. 廃油 3. 廃PCB 4. 廃石棉等	法第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者 (特別管理産業廃棄物)	特別管理産業廃棄物管理責任者を選任している。	○
			法第12条の2第2項 規則第8条の13	保管基準の遵守 (特別管理産業廃棄物)	保管基準の遵守を確認した。	○
			法第12条の2第5、6項	許可業者への委託(特別管理産業廃棄物)	特別管理産業廃棄物は許可業者(委託契約及び覚書に示す。)に収集・運搬・処分を委託している。	○
		産業廃棄物の処理困難通知及び虚偽記載時の対応 (特別管理産業廃棄物含む)	法第12条の3第8項	廃棄物の適正管理の確認、対応	管理票の写しが無事であることを確認した。	○
			廃棄物全般	法第16条	投棄禁止(未遂を含む)	廃棄物は許可業者に収集・運搬・処分を委託している。
		法第16条の2		焼却禁止(未遂を含む)	廃棄物は焼却していない。	○
労働安全衛生法 法 (R4.6.17)	労働者	法第66条	健康診断	定期健康診断を5月に実施した。特定業務従事者を対象に電離放射線健康診断、有機溶剤等健康診断、特定化学物質健康診断及び石棉健康診断を5月、11月に実施した。	○	

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価
有機溶剤中毒予防規則 (労働安全衛生法に基づく省令) 規則 (R5.4.21)	(1)有機溶剤 令別表6の2の44種類 (2)有機溶剤等 有機溶剤及び当該有機溶剤5wt%を超える含有物 ①第1種有機溶剤 1,2-ジクロロエチレン等2種類 ②第2種有機溶剤 アセトン、トルエン、1P.A、スチレン等35種類 ③第3種有機溶剤 ガソリン等7種類 (3)有機溶剤業務 有機溶剤含有物を用いて行う12種類の業務 (4)対象作業場所 ①屋内作業、通風が不十分な場所など ②有機溶剤の製造又は取り扱う業務	規則第5条	第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤等に係る設備	ドラフトチャンバー等を設置している。	○
		規則第19条第2項	有機溶剤作業主任者の選任	有機溶剤作業主任者を選任している。	○
		規則第20条第2項 規則第21条	局所排気装置の定期自主検査記録	定期時に自主点検を行い、異常はなかった。	○
		規則第24条	有機溶剤に係る掲示	労働者が見えやすい場所に掲示している。	○
		規則第25条	有機溶剤等の区分の標示	種別ごとに区分し標示している。	○
		規則第28条 規則第28条の2	測定 測定結果の評価	6月、12月に作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行った。	○
		規則第29条第2項	健康診断	5月、11月に有機溶剤健診を実施した。	○
		規則第32条第1項 規則第33条第1項	保護具 (送気マスクの使用、有機ガス用防毒マスクの使)	従事する業務に応じて保護具を使用している。	○
		規則第35条 規則第36条	有機溶剤等の貯蔵 空容器の処理	漏えい、発散等のない容器に入れ貯蔵している。	○
		特定化学物質障害 予防規則 (労働安全衛生法に基づく省令) 規則 (R5.4.1)	◆規制対象物質(第2条) 52種類 (1)第1類物質 (7物質とその混合物)ジクロロベンジン及びその塩等 (2)第2類物質(37物質) ①特定第2類物質:塩素、塩化ビニル等20物質及びこれらの含有物質 ②オーラミン等 ③管理第2類物質:カドミウム及び化合物重クロム酸及びその塩等14物質 (3)第3類物質(8物質) アンモニア、塩化水素、硝酸、硫酸、フェノール等 (4)特別管理物質 第1類物質、第2類物質のうち、特定の物質で人体に対する発がん性が明らかな物質、カドミウム、クロム酸、重クロム酸、ベンゼン等	規則第3条第1項	局所排気装置等の設置
規則第13条(※R5.4.1一部改正) 規則第14条 規則第15条第1項 規則第18条第1項	特定化学設備の漏洩防止の措置			屋内作業場は2以上の出入口を設けている。	○
規則第27条第1項	作業主任者の選任			特定化学物質作業主任者を選任している。	○
規則第30条第1項 規則第31条第1項	定期自主検査			自主点検を行い、異常はなかった。	○
規則第36条 規則第36条の2	作業環境測定 測定結果の評価			6月、12月に作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行った。	○
規則第38条の3	掲示			特別管理物質を取扱う作業場に必要事項を掲示している。	○
規則第38条の4	作業の記録			該当事項はなかった。	○
規則第39条第1項	健康診断			5月、11月に特定化学物質健診を実施した。	○
規則第43条	保護具			マスク等の保護具を備えている。	○
フロン排出抑制法 (R1.6.14)	全ての事業者			法第86条	フロン類の放出の禁止
		法第16条第1項	第一種特定製品を使用する管理者が取り組むべき措置	3か月毎に簡易点検を実施し、点検記録簿を保存している。検査の結果は異常はなかった。	○
		法第19条第1項	フロン類算定漏えい量等の報告	該当事項はなかった。	○
		法第74条第6項	フロン類回収等の料金負担	該当事項はなかった。	○
		法第41条	フロン類引渡義務	フロン類は許可業者に収集・運搬・処分を委託している。	○
		法第43条第1～3項	回収依頼書/委託確認書の交付・保存	回収依頼書/委託確認書は保管されていた。	○
		法第45条第3項	引取証明書(又は写し)の保存	引取証明書は保管されていた。	○
		法第45条第4項	引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告	該当事項はなかった。	○
		法第45条の2	機器廃棄時の引取証明書の写しの交付	該当事項はなかった。	○
		法第74条第3項	フロン類回収等の料金支払	該当事項はなかった。	○
自動車リサイクル法 (R5.6.16)	自動車の管理	法第5条	自動車の所有者の責務	点検等で指摘を受けた箇所は修理し、自動車を長期間使用できるようにしている。(走行距離20万キロが更新の日安)	○
	再資源化等の実施	法第8条	使用済自動車の引渡義務	新車購入時に日産自動車(株)へ2台、スバルへ1台引き渡し、売却時にオリックス自動車へ2台引き渡した。	○
	リサイクル料の納付	法第73条	再資源化預託金等の預託義務	新車3台購入時と22台売却時にリサイクル料金を支払った。	○
家電リサイクル法 (R2.4.1)	エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	法第6条	特定家庭用機器廃棄物の再商品化	(株)ベスト電器に冷蔵庫1台と住工業(株)に冷蔵庫2台引き渡し、家電リサイクル券を保管している。	○
資源の有効な利用の促進に関する法律 (R5.4.1)	使用済製品の再資源化等の責務	法第4条	使用済みパソコンのリサイクル	日野金属産業(株)に使用済みパソコン183kgを引き渡した。	○

法律名等 (改正日)	対象設備、作業等	法令条項	要求事項	対応(実施)内容	評価
計量法 (R4.6.17)	計量証明事業と特定計量証明事業	法第107条第1項第2号	計量証明の事業の登録	<ul style="list-style-type: none"> ・濃度に係る計量証明の事業(登録：平成5年11月1日) ・音圧レベルに係る計量証明の事業(登録：平成5年11月1日) ・振動加速度レベルに係る計量証明の事業(登録：平成6年3月31日) ・特定濃度に係る計量証明の事業(登録：平成15年5月16日) 	○
		第110条第1項	事業規程	<ul style="list-style-type: none"> ・濃度・音圧レベル及び騒音加速度レベルに係る計量証明事業規程(第25版)2021年9月1日改訂 ・特定濃度に係る計量証明事業規程(第17版)2021年9月1日改訂 	○
		第116条第1項	計量証明検査	ガラス電極式水素イオン濃度指示計、精密騒音計など対象の特定計量器ごとに、定期定期に計量証明検査申請し受検。	○
		第121条の2	特定計量証明事業の認定	認定証の交付日：2021年3月30日 認定番号：N-0098-01 認定の区分：大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類 認定の有効期限：2024年4月21日 認定機関：独立行政法人製品評価技術基盤機構	○
		第122条第1項	計量士の登録	環境計量士(濃度関係)の登録：7名、 環境計量士(騒音・振動関係)の登録：2名	○

2. 違反等の有無

管轄している当局からの違反の指摘はありませんでした。

3. 外部からの苦情

該当事項はありませんでした。

4. 内部からのカイゼン提案

職員からフリースペースの有効活用等の要望がありました。

IX 代表者による全体評価と見直しの結果

1. 全体の評価

(1) 環境経営計画の実施状況及び運用状況は全項目履行されていますが、環境経営目標は9項目のうち、「産業廃棄物排出量の削減」が目標を達成していませんでした。しかし、産業廃棄物排出量の増加は主にサンプル保管用の容器や机等の買い替えにあわせて行った執務室の整理によるもので、恒常的なものではありません。

(2) 環境関連法規等の遵守状況はすべて良好でした。

2. 見直し・指示

(1) 二酸化炭素排出量の削減については、まずは3年間で5%削減することを目指して、環境経営計画に空調設備の高効率型への更新及び、低消費電力の分析機器への更新を追加し、また、脱炭素を進めるため引き続き社用車へのハイブリッド車及びEV車の導入を検討・実施することとします。

(2) 令和7年度の目標設定の際、産業廃棄物排出量の削減については排出量(発生量)ではなく、その後のリサイクルを勘案して、最終処分率の削減への変更を検討し、また、グリーン購入率の算定方法についても見直しを検討することとします。

